

こども基本法と子どもの未来応援条例（仮称）の関係性について

こども基本法	子どもの未来応援条例（仮称）案
<p>（目的）</p> <p>第一条 この法律は、日本国憲法及び児童の権利に関する条約の精神にのっとり、次代の社会を担う全てのこどもが、<u>生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、その権利の擁護が図られ、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指して、社会全体としてこども施策に取り組むことができるよう、こども施策に関し、基本理念を定め、国の責務等を明らかにし、及びこども施策の基本となる事項を定めるとともに、こども政策推進会議を設置すること等により、こども施策を総合的に推進することを目的とする。</u></p>	<p>1 条例の目的</p> <ul style="list-style-type: none"> ・社会全体で子どもの権利を尊重することを基本とした子どもの健やかな育ちに関して基本理念を定めること ・保護者、市民、地域、育ち学ぶ施設、事業者の役割及び市の責務を明らかにするとともに、子ども施策の基本となる事項を定めること ・すべての子どもたちが健やかに成長し、将来にわたって夢や希望を持てるまちの実現
<p>（定義）</p> <p>第二条 この法律において「こども」とは、心身の発達の過程にある者をいう。</p> <p>2 この法律において「こども施策」とは、次に掲げる施策その他のこどもに関する施策及びこれと一体的に講ずべき施策をいう。</p> <p>一 新生児期、乳幼児期、学童期及び思春期の各段階を経て、おとなになるまでの心身の発達の過程を通じて切れ目なく行われるこどもの健やかな成長に対する支援</p> <p>二 子育てに伴う喜びを実感できる社会の実現に資するため、就労、結婚、妊娠、出産、育児等の各段階に応じて行われる支援</p> <p>三 家庭における養育環境その他のこどもの養育環境の整備</p>	<p>2 定義</p> <ul style="list-style-type: none"> ・子ども 18歳未満のすべての者その他これらの者と等しく権利を認めることが適当と認められる者 <div style="border: 1px dashed gray; padding: 5px;"> <p>こども基本法では、子どもを年齢で区切っていないが、本市では児童の権利に関する条約、児童福祉法、民法改正を踏まえ18歳未満とする。ただし、条例の目的を考慮し、子どもと同様に権利を認めることが適当と思われる者（18歳に到達した年度末までの者など）が含まれるよう、規定を追加した。</p> <p>※子ども施策の定義を条例案に追加</p> <p>子ども施策：こども基本法第2条第2項に規定するこども施策</p> </div>
<p>（基本理念）</p> <p>第三条 こども施策は、次に掲げる事項を基本理念として行われなければならない。</p> <p>一 全てのこどもについて、<u>個人として尊重され、その基本的人権が保障されるとともに、差別的取扱いを受けないこと</u>を旨とする。</p> <p>二 全てのこどもについて、<u>適切に養育されること、その生活を保障されること、愛され保護されること、その健やかな成長及び発達並びにその自立が図られることその他の福祉に係る権利が等しく保障され</u>るとともに、教育基本法（平成十八年法律第二十号）の精神にのっとり<u>教育を受ける機会が等しく与えられること</u>。</p> <p>三 全てのこどもについて、その年齢及び発達の程度に応じて、自己に直接関係する全ての事項に関して<u>意見を表明する機会及び多様な社会的活動に参画する機会が確保されること</u>。</p> <p>四 全てのこどもについて、その年齢及び発達の程度に応じて、<u>その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮されること</u>。</p> <p>五 こどもの養育については、家庭を基本として行われ、父母その他の保護者が第一義的責任を有するとの認識の下、これらの者に対して<u>こどもの養育に関し十分な支援を行うとともに、家庭での養育が困難なこどもにはできる限り家庭と同様の養育環境を確保することにより、こどもが心身ともに健やかに育成されるよう</u>にすること。</p> <p>六 家庭や子育てに夢を持ち、子育てに伴う喜びを実感できる社会環境を整備すること。</p> <div style="border: 1px dashed gray; padding: 5px;"> <p>第二項について</p> <p>「健やかな成長及び発達並びにその自立が図られる」ために、「適切な養育」「生活の保障」「愛情及び保護」「福祉を受ける権利」「教育を受ける権利」が必要だと考えられるが、これらは児童の権利に関する条約に規定されており、改めて市条例で規定する必要は無いと考える。</p> </div>	<p>3 基本理念</p> <p>子どもの健やかな成長及び発達は、次に定める考え方を基本理念とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・日本国憲法、児童の権利に関する条約及びこども基本法などの理念に基づき、<u>子どもが権利の主体として尊重されることを、すべての取組の基礎とすること</u> ・子どもに関わることが決められる場合は、子どもの成長及び発達に応じ、<u>子どもの意見が尊重されるなど、子どもの視点に立ち、子どもの最善の利益を第一に考慮すること</u> ・子どもは大人と共に社会を構成するパートナーであり、現在の社会の一員としてだけでなく、未来の社会の担い手として、<u>子どもが主体的に社会に参加することのできる環境が整備されること</u> ・保護者・市民・地域・育ち学ぶ施設・事業者・行政がそれぞれの役割及び責務に応じた自主的かつ主体的な取組を図るとともに、相互に連携し及び協力することにより、子どもの健やかな育ちを支え合うこと ・すべての子どもたちの声や願いが届き、自分らしく過ごすことのできるまちづくりを進めることは、子どもだけでなく、鹿児島市に住み又は訪れるすべての人にとって優しいまちづくりにつながるという理念を基礎とし、福祉・医療・保健・教育・地域づくりといった、あらゆる分野がつながりを深め、総合的な取組がなされること <p>6 子どもの健やかな育ちの支援 ④子育て家庭への支援等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市、地域、育ち学ぶ施設及び事業者は、保護者が安心して子どもを生み育てることができるよう、保護者に対し必要な支援を行うとともに、保護者が子どもを育てやすい環境づくりに努めること ・また、ひとり親家庭をはじめとする様々な子育て家庭に対し、その状況に応じた適切な支援に努めること

	<p>6 子どもの健やかな育ちの支援 ⑥子どもの状況に応じた支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市及び育ち学ぶ施設は、子どもに対する差別、虐待、いじめ、体罰、その他の身体的・精神的暴力の予防、防止及び早期発見に努めるとともに、個別に支援が必要であると考えられる子どもに対しては、その子どもの状況に応じ、子どもの意思を尊重し、適切な支援を行うこと
<p>(国の責務)</p> <p>第四条 国は、前条の基本理念（以下単に「基本理念」という。）にのっとり、こども施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。</p>	
<p>(地方公共団体の責務)</p> <p>第五条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、こども施策に関し、国及び他の地方公共団体との連携を図りつつ、その区域内におけるこどもの状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。</p>	<p>5 市の責務について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市は、基本理念にのっとり、こども施策を総合的かつ計画的に推進すること ・市は、こども施策の推進にあたっては、保護者、市民、地域、育ち学ぶ施設及び事業者と協働するよう努めるとともに、国、県及び他の地方公共団体と連携して取り組むこと
<p>(事業主の努力)</p> <p>第六条 事業主は、基本理念にのっとり、その雇用する労働者の職業生活及び家庭生活の充実が図られるよう、必要な雇用環境の整備に努めるものとする。</p>	<p>4 大人の役割について ⑤事業者の役割</p> <p>事業者は、事業活動を行うにあたり、子どもの権利を尊重するとともに、社会的影響力と社会的責任を認識し、基本理念に沿い、以下の役割を果たすことに努めること</p> <ul style="list-style-type: none"> ・雇用する労働者が安心して子どもを生み、育てることができるよう、子育てに関する理解を深めるとともに、子育てと就業の両立に必要な雇用環境の整備を行うこと ・保護者、地域、育ち学ぶ施設及び市が行う子どもの育成に関する諸活動、又は子どもの主体的な活動への協力を行うとともに、子どもが社会の仕組み及び職業に対する理解を深めるための機会の提供を行うこと ・その所有し、又は管理する施設における子どもの安全性及び利便性の確保に配慮すること
<p>(国民の努力)</p> <p>第七条 国民は、基本理念にのっとり、こども施策について関心と理解を深めるとともに、国又は地方公共団体が実施するこども施策に協力するよう努めるものとする。</p>	<p>4 大人の役割について ②市民の役割</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市民は、基本理念にのっとり、子どもへの支援の重要性について関心及び理解を深めるとともに、子どもへの支援に関する施策及び取組に協力するよう努めること
<p>(年次報告)</p> <p>第八条 政府は、毎年、国会に、我が国におけるこどもをめぐる状況及び政府が講じたこども施策の実施の状況に関する報告を提出するとともに、これを公表しなければならない。</p> <p>2 前項の報告は、次に掲げる事項を含むものでなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 少子化社会対策基本法（平成十五年法律第百三十三号）第九条第一項に規定する少子化の状況及び少子化に対処するために講じた施策の概況 二 子ども・若者育成支援推進法（平成二十一年法律第七十一号）第六条第一項に規定する我が国における子ども・若者の状況及び政府が講じた子ども・若者育成支援施策の実施の状況 三 子どもの貧困対策の推進に関する法律（平成二十五年法律第六十四号）第七条第一項に規定する子どもの貧困の状況及び子どもの貧困対策の実施の状況 	<p>6 子どもの健やかな育ちの支援 ⑩推進計画の策定</p> <ul style="list-style-type: none"> ・この条例の運用状況及びこの条例の規定に基づく事業等の実施状況について、鹿児島市子ども・子育て会議において定期的に検証すること
<p>(こども施策に関する大綱)</p> <p>第九条 政府は、こども施策を総合的に推進するため、こども施策に関する大綱（以下「こども大綱」という。）を定めなければならない。</p> <p>2 こども大綱は、次に掲げる事項について定めるものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 こども施策に関する基本的な方針 二 こども施策に関する重要事項 三 前二号に掲げるもののほか、こども施策を推進するために必要な事項 <p>3 こども大綱は、次に掲げる事項を含むものでなければならない。</p>	

<p>一 少子化社会対策基本法第七条第一項に規定する総合的かつ長期的な少子化に対処するための施策</p> <p>二 子ども・若者育成支援推進法第八条第二項各号に掲げる事項</p> <p>三 子どもの貧困対策の推進に関する法律第八条第二項各号に掲げる事項</p> <p>4 こども大綱に定めるこども施策については、原則として、当該こども施策の具体的な目標及びその達成の期間を定めるものとする。</p> <p>5 内閣総理大臣は、こども大綱の案につき閣議の決定を求めなければならない。</p> <p>6 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、こども大綱を公表しなければならない。</p> <p>7 前二項の規定は、こども大綱の変更について準用する。</p>	
<p>(都道府県こども計画等)</p> <p>第十条 都道府県は、こども大綱を勘案して、当該都道府県におけるこども施策についての計画（以下この条において「都道府県こども計画」という。）を定めるよう努めるものとする。</p> <p>2 市町村は、こども大綱（都道府県こども計画が定められているときは、こども大綱及び都道府県こども計画）を勘案して、当該市町村におけるこども施策についての計画（以下この条において「市町村こども計画」という。）を定めるよう努めるものとする。</p> <p>3 都道府県又は市町村は、都道府県こども計画又は市町村こども計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。</p> <p>4 都道府県こども計画は、子ども・若者育成支援推進法第九条第一項に規定する都道府県子ども・若者計画、子どもの貧困対策の推進に関する法律第九条第一項に規定する都道府県計画その他法令の規定により都道府県が作成する計画であってこども施策に関する事項を定めるものと一体のものとして作成することができる。</p> <p>5 市町村こども計画は、子ども・若者育成支援推進法第九条第二項に規定する市町村子ども・若者計画、子どもの貧困対策の推進に関する法律第九条第二項に規定する市町村計画その他法令の規定により市町村が作成する計画であってこども施策に関する事項を定めるものと一体のものとして作成することができる。</p>	<p>6 子どもの健やかな育ちの支援 ⑩推進計画の策定</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市は、この条例に基づく施策を推進するため、推進計画を策定すること ・この推進計画は、こども基本法第10条第2項に基づき策定すること
<p>(こども施策に対するこども等の意見の反映)</p> <p>第十一条 国及び地方公共団体は、こども施策を策定し、実施し、及び評価するに当たっては、当該こども施策の対象となるこども又はこどもを養育する者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。</p> <div style="border: 1px dashed gray; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>これまで、子ども・子育て支援法における審議会など、子どもの保護者や子育て支援に係る当事者の意見を聴く機会があることから、市条例では、当事者である子どもの意見表明や参加する権利を保障するために、「子どもの」意見表明及び社会参加とする。</p> </div>	<p>6 子どもの健やかな育ちの支援 ③子どもの意見表明及び社会参加</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保護者、市民、地域、育ち学ぶ施設、事業者及び市は、子どもが社会の一員として自分の考えや意見を表明するなど、社会に参加する機会を設けるよう努めること ・また、子どもの意見表明などの社会参加を促進するため、子どもの考えや意見を尊重するとともに、子どもの主体的な社会活動の支援に努めること ・子どもの意見表明や社会参加の促進を図るため、自らが行う子どもへの支援に関する施策や取組等について、子ども自身が理解を深められるよう、子どもの視点に立った情報提供を行うこと
<p>(こども施策に係る支援の総合的かつ一体的な提供のための体制の整備等)</p> <p>第十二条 国は、こども施策に係る支援が、支援を必要とする事由、支援を行う関係機関、支援の対象となる者の年齢又は居住する地域等にかかわらず、<u>切れ目なく行われるよう</u>にするため、<u>当該支援を総合的かつ一体的に行う体制の整備その他の必要な措置を講ずるものとする。</u></p>	<p>3 基本理念</p> <ul style="list-style-type: none"> ・すべての子どもたちの声や願いが届き、自分らしく過ごすことのできるまちづくりを進めることは、子どもだけでなく、鹿児島市に住み又は訪れるすべての人にとって優しいまちづくりにつながるという理念を基礎とし、福祉・医療・保健・教育・地域づくりといった、<u>あらゆる分野がつながりを深め、総合的な取組がなされること</u> <p>5 市の責務について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・子ども施策の幅広い展開その他のこども施策の一層の充実を図るため、<u>必要な体制を整備するとともに、財政上の措置を講ずるよう努めること</u>

<p>(関係者相互の有機的な連携の確保等)</p> <p>第十三条 国は、こども施策が適正かつ円滑に行われるよう、医療、保健、福祉、教育、療育等に関する業務を行う関係機関相互の有機的な連携の確保に努めなければならない。</p> <p>2 都道府県及び市町村は、こども施策が適正かつ円滑に行われるよう、前項に規定する業務を行う関係機関及び地域においてこどもに関する支援を行う民間団体相互の有機的な連携の確保に努めなければならない。</p> <p>3 都道府県又は市町村は、前項の有機的な連携の確保に資するため、こども施策に係る事務の実施に係る協議及び連絡調整を行うための協議会を組織することができる。</p> <p>4 前項の協議会は、第二項の関係機関及び民間団体その他の都道府県又は市町村が必要と認める者をもって構成する。</p>	<p>3 基本理念</p> <ul style="list-style-type: none"> すべての子どもたちの声や願いが届き、自分らしく過ごすことのできるまちづくりを進めることは、子どもだけでなく、鹿児島市に住み又は訪れるすべての人にとって優しいまちづくりにつながるという理念を基礎とし、福祉・医療・保健・教育・地域づくりといった、<u>あらゆる分野がつながりを深め</u>、総合的な取組がなされること <p>5 市の責務について</p> <ul style="list-style-type: none"> 市は、子ども施策の推進にあたっては、保護者、市民、地域、育ち学ぶ施設、事業者と協働するよう努めるとともに、国、県及び他の地方公共団体と連携して取り組むこと 保護者、市民、地域、育ち学ぶ施設及び事業者がその役割を果たすことができるよう、必要に応じて支援し、<u>相互に連携が図れるよう調整を行うこと</u>
<p>第十四条 国は、前条第一項の有機的な連携の確保に資するため、個人情報の適正な取扱いを確保しつつ、同項の関係機関が行うこどもに関する支援に資する情報の共有を促進するための情報通信技術の活用その他の必要な措置を講ずるものとする。</p> <p>2 都道府県及び市町村は、前条第二項の有機的な連携の確保に資するため、個人情報の適正な取扱いを確保しつつ、同項の関係機関及び民間団体が行うこどもに関する支援に資する情報の共有を促進するための情報通信技術の活用その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。</p>	
<p>(この法律及び児童の権利に関する条約の趣旨及び内容についての周知)</p> <p>第十五条 国は、この法律及び児童の権利に関する条約の趣旨及び内容について、広報活動等を通じて国民に周知を図り、その理解を得るよう努めるものとする。</p>	<p>6 子どもの健やかな育ちの支援 ⑧広報及び啓発</p> <ul style="list-style-type: none"> 市は、この条例の内容及びこの条例の規定に基づく子どもが健やかに育つ環境づくりについて、子ども及び市民の理解を深めるよう、広報及び啓発を行うこと
<p>(こども施策の充実及び財政上の措置等)</p> <p>第十六条 政府は、こども大綱の定めるところにより、<u>こども施策の幅広い展開その他のこども施策の一層の充実</u>を図るとともに、その実施に<u>必要な財政上の措置</u>その他の措置を講ずるよう努めなければならない。</p>	<p>5 市の責務について</p> <ul style="list-style-type: none"> 子ども施策の幅広い展開その他の子ども施策の一層の充実を図るため、必要な体制を整備するとともに、<u>財政上の措置</u>を講ずるよう努めること
<p>(設置及び所掌事務等)</p> <p>第十七条 こども家庭庁に、特別の機関として、こども政策推進会議（以下「会議」という。）を置く。</p> <p>2 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <ol style="list-style-type: none"> 一 こども大綱の案を作成すること。 二 前号に掲げるもののほか、こども施策に関する重要事項について審議し、及びこども施策の実施を推進すること。 三 こども施策について必要な関係行政機関相互の調整をすること。 四 前三号に掲げるもののほか、他の法令の規定により会議に属させられた事務 <p>3 会議は、前項の規定によりこども大綱の案を作成するに当たり、こども及びこどもを養育する者、学識経験者、地域においてこどもに関する支援を行う民間団体その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。</p>	<p>6 子どもの健やかな育ちの支援 ⑩推進計画の策定</p> <ul style="list-style-type: none"> この条例の運用状況及びこの条例の規定に基づく事業等の実施状況について、鹿児島市子ども・子育て会議において定期的に検証することとします。
<p>(組織等)</p> <p>第十八条 会議は、会長及び委員をもって組織する。</p> <p>2 会長は、内閣総理大臣をもって充てる。</p> <p>3 委員は、次に掲げる者をもって充てる。</p> <ol style="list-style-type: none"> 一 内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第九条第一項に規定する特命担当大臣であって、同項の規定により命を受けて同法第十一条の三に規定する事務を掌理するもの 二 会長及び前号に掲げる者以外の国務大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者 	
<p>(資料提出の要求等)</p>	

第十九条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(政令への委任)

第二十条 前三条に定めるもののほか、会議の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める。